

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 音田昌子

奈良県人事委員会規則第二十号

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当及び定時制通信教育手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。